

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月4日

支出負担行為担当官  
稚内開発建設部長 巖倉 啓子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 稚内開発建設部 連絡車（4×4、ミニバン）1台交換契約（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (2) 品目及び数量等 連絡車（4×4、ミニバン）を1台交換購入するものである。（詳細は公示用書類のとおり）
- (3) 納 入 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 稚内開発建設部
- (5) 入 札 方 法
  - ア 本件は競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。  
なお、電子調達システムにより難しい場合は、事前に紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式で参加することができる。
  - イ 落札決定は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行う。
  - ウ 環境性能に関する書類（性能等証明書）を提出すること。
  - エ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された交換差金（リサイクル費用、ナンバープレート代及び自動車重量税（以下「リサイクル費用等」という。）を含む。）に、下取交換車両と購入車両の差額（リサイクル費用等を除く。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって入札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、下取交換車両と購入車両の差額（リサイクル費用等を除く。）の110分の100に相当する金額にリサイクル費用等を加算した金額を記載すること。  
また、リサイクル費用については、資金管理料（消費税及び地方消費税込み）とリサイクル料金（不課税）を区分し、内書きで記載すること。  
なお、下取交換車両に関する自動車リサイクル料金（預託金）については、別途歳入徴収官稚内開発建設部次長の発行する納入告知書により納付することとなるので、交換差金には含めないものとする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
  - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
  - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
  - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の書類を提出している者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (7) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制及び部品の供給体制を整備していることを証明したものであること。
- (8) 当該調達物品について、総合評価に関する技術資料（性能等証明書）を提出したものであること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先  
〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号  
稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ  
電話 0162-33-1085
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
調達ポータル  
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>  
上記3(1)の問い合わせ先に同じ
- (3) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法  
ア 期間  
令和7年7月4日（金）から令和7年7月23日（水）12時までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで。  
イ 場所及び方法  
電子調達システムにより交付する。  
ダウンロード方法（紙入札を希望する者であっても電子調達システムから交付を受けることができる。）は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。  
また、公示用書類に関する質問については、ダウンロード機能を活用して回答するので、ダウンロードの際には「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>  
なお、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は、上記3(1)に問い合わせること。
- (4) 申請書等の提出方法  
申請書等は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者（支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合及び事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参、郵送等又は電子メールの方法により提出すること。  
ア 受付期間  
令和7年7月4日（金）から令和7年7月23日（水）12時まで。  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
イ 持参、郵送等又は電子メールの送付先  
〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号  
北海道開発局 稚内開発建設部 契約課 調達スタッフ  
電子メールアドレス hkd-wk-chotatu@gxb.mlit.go.jp
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等により提出することができる（電子メールによる提出は認めない）。この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名（法人にあっては商号又は名称等）、当該入札件名及び開札月日を朱書きしなければならない。  
ア 電子調達システム又は紙入札（持参又は郵送等）による入札書の受付日及び受領期限  
令和7年8月5日（火）から令和7年8月18日（月）12時  
イ 開札の日時 令和7年8月20日（水） 11時00分  
ウ 開札の場所 〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号  
稚内開発建設部 4階入札室

#### 4 下取交換車両の下見

- (1) 下取交換車両について、下見を希望する者は、下記連絡先まで問い合わせの上、日程を打ち合わせること。なお、下見を行わなくても入札に参加することができるが、その場合は、下取交換車両に関するすべての事項を了承したものとみなす。

受付期間 令和7年7月4日（金）から令和7年7月8日（火）  
ただし、日曜日・土曜日、祝日は除く  
9時00分～16時00分（12時00分～13時00分を除く）

申込方法 下見場所の下記連絡先にお問い合わせください。

下見場所 稚内開発建設部  
〒097-8527 北海道稚内市末広5丁目6番1号

実施期間 令和7年7月11日（金）から令和7年7月15日（火）  
ただし、日曜日・土曜日、祝日は除く  
9時00分～16時00分（12時00分～13時00分を除く）

連絡先 稚内開発建設部 総務課  
電話 0162-33-1030

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

- (3) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札又は入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の交付を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者又は2者以上のために交付を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成24年3月28日北開局会第728号及び北開局工第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 入札執行回数

原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

- (6) 落札者の決定方法

落札決定は、総合評価方式をもって行う。本公告3に従い書類・資料と入札書を提出した入札者であって、本公告2の競争参加資格をすべて満たし、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申込みに係る環境性能に対する得点を入札価格に対する得点で除して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって落札者とする。

- (7) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記3（4）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (8) 入札説明書、北海道開発局競争契約入札心得及び電子調達システム運用基準を熟読すること。

- (9) 詳細は、入札説明書による。